

「福島復興再生基本方針（案）に対する福島県知事意見」への回答

「1. 本方針に基づく施策の実施に必要な予算の確保」について

- 福島では、東日本大震災への直接的な対応にとどまらず、度重なる自然災害、新型感染症、原油価格・物価高騰、さらには急激に進む人口減少といった課題が生じているものと認識しております。今後とも、原子力災害からの復興といった課題を抱える福島の特殊な事情を踏まえ、福島復興再生基本方針（以下「基本方針」という。）に盛り込んだ取組を着実に実施するとともに、息の長い取組をしっかりと支援できるよう、これらの実施に必要な予算を確保してまいります。

「2. 避難指示・解除区域の復興及び再生」について

- 避難指示・解除区域の復興及び再生については、基本方針第2部に基づき、貴県及び県内市町村と連携し、原子力災害被災12市町村における営農再開の加速化、被災者の心身のケア、風評払拭、移住等の促進、交流人口・関係人口の拡大、人材の確保・育成等への支援等の取組を進めてまいります。
- 中間貯蔵施設については、基本方針第3に盛り込んだ取組を進めてまいります。また、法律に定められた30年以内の県外での除去土壌等の最終処分については、分かりやすい情報発信等による全国での理解醸成活動や再生利用に向けた実証事業を推進しつつ、2024年度までに最終処分場の必要面積や構造について、実現可能なくつかの選択肢を提示し、2025年度以降に最終処分地に係る調査・検討を進めてまいります。

○ 帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域については、基本方針第4に基づき、引き続き、地元の声も丁寧に伺いながら、除染後のフォローアップ等や公的住宅・商業施設・診療所・交流施設の整備等の生活環境整備をハード・ソフト両面から進めてまいります。

また、本年6月に公布・施行された「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」にて創設された特定帰還居住区域については、まずは2020年代をかけて、帰還意向のある住民の方々全員が一日も早く帰還できるよう、帰還する住民の方々が安全・安心に日常生活を営むために必要となる宅地、道路、集会所、墓地などを区域に含めた上で、除染を始めとする生活の再建に向けた環境整備に取り組んでまいります。また、残された土地・家屋等の取扱い等については、引き続き重要な課題であり、地元自治体の皆様と協議を重ねつつ、検討を進めていき、将来的には帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組んでまいります。

「3. 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現」について

○ 御指摘の事項については、基本方針第6に盛り込んだ取組を進めてまいります。住民の個人線量の把握・管理、放射線相談員による相談体制の維持、風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、除染後のフォローアップの実施等の取組を通じて、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として年間1ミリシーベルト以下になることを目指してまいります。

「4. 福島イノベーション・コースト構想の推進等」について

- 御指摘の事項については、基本方針第8に盛り込んだ取組に基づき進めてまいります。

福島国際研究教育機構の取組については、機構が世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となるよう、新産業創出等研究開発基本計画等に基づき、貴県及び県内市町村等とも連携し、速やかに施設整備や研究開発等を進めてまいります。

「5. その他福島の復興及び再生を推進するための措置」について

- 廃炉・汚染水・処理水対策については、基本方針第1に盛り込んだとおり、引き続き、国が前面に立って、福島の復興に不可欠な廃炉を、東京電力が、厳しい安全確保を徹底しながら、着実に実施していけるよう、国として、しっかりと指導してまいります。

また、ALPS処理水の処分については、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」に基づき、地元自治体や農林水産業者・観光業者等の皆様に対して丁寧な説明を重ね、IAEAからの継続したレビューを受けつつ、科学的根拠に基づく情報発信を行ってまいります。加えて、事業者の方が安心して事業を継続することができるよう販路開拓への支援やセーフティネットの充実など風評対策にも、政府としてしっかり取り組みます。

特に水産業については、水産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果を踏まえながら、水揚量の増大に資する取組、販路の回復・開拓などの取組を支援するなど、生産から流通・消費に至る総合的かつ強力な対策を講じてまいります。

また、御指摘の、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組の支援、鳥獣被害対策、風評対策や 2025 年日本国際博覧会等の機会をいかした世界への発信、福島県復興祈念公園の支援、東日本大震災・原子力災害伝承館を核とした交流拡大・情報発信、貴県及び県内市町村への人材面での支援等について、適切に取り組んでまいります。

- また、福島の復興及び再生には中長期的対応が必要であることから、第 2 期復興・創生期間においても、引き続き、国が前面に立って取り組んでまいります。